

京都市物品センター保管規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

題名を次のように改める。

京都市会計室における永年保存文書の保管に関する規程

第1条中「総務局総務部文書課長」を「総合企画局情報化推進室情報管理課長」に、「京都市物品センター（以下「センター」という。）」を「会計室」に、「受け払い」を「受払い」に改める。

第2条の見出しを「(保管の依頼)」に改め、同条第1項中「物品センター所長（以下「所長」）」を「会計室の物品会計事務を担当する担当課長（以下「物品会計担当課長」）」に改め、同条第2項中「所長」を「物品会計担当課長」に改める。

第3条中「所長」を「物品会計担当課長」に、「センター」を「会計室」に改める。

第4条中「所長」を「物品会計担当課長」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「センター」を「会計室」に改める。

第5条第1項中「所長」を「物品会計担当課長」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「センター」を「会計室」に改め、同条第2項中「所長」を「物品会計担当課長」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第6条及び第7条中「所長」を「物品会計担当課長」に改める。

第8条中「センター」を「会計室」に改める。

第1号様式備考以外の部分中「物品センター所長」を「会計室担当課長」に、「主管課長」を「総合企画局情報化推進室情報管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(会計室)